

## 令和2年度農作業標準賃金表

令和2年度の農作業標準賃金が、決定しました。農作業の受委託をする際の目安としてご利用ください。  
 なお、この標準額は令和2年4月1日からの適用となります。

(単位：円)

作業種目	作業内容		標準額	備考
あらぐれ	畦ぬりが出来るまで	整備済田	6,000	10a当たり
		その他	7,000	
しろかき	田植えが出来るまで	整備済田	6,500	10a当たり
		その他	8,500	
あらぐれ・しろかき	同時仕上げ		12,000	10a当たり
水田あとの平耕起	ロータリー 耕起		8,000	10a当たり
	パワーデスク耕起		7,000	
水田あとの畝立	耕起と幅1m50cm程度の畝立		8,500	10a当たり
畦ぬり(機械)	1mあたり		50	1mあたり
田植機	乗用(苗代別)		8,000	10a当たり
コンバイン	普通田		15,000	10a当たり
	倒伏田		18,000	
脱穀	脱穀	稲	350	コンバイン1袋
		麦	650	
稲刈り機	バインダー(ひも代別)		6,000	10a当たり
籾乾燥	乾燥後のコンバイン袋		450	コンバイン1袋
もみすり	作業場持ち込みの場合		440	玄米30kg
	作業場持ち込みの場合(色選)		550	
その他	畑の全面耕起		8,000	10a当たり
	肥料散布(肥料別)		1,000	
	農薬散布(粉剤)		2,000	
	農薬散布(液剤)		3,000	
賃金	農機オペレーター		10,000	1日(8時間)
	上記以外の一般農作業		6,400	

※この金額は標準賃金価格です。この表を参考に、農地条件、諸事情を踏まえ双方の話し合いで決定してください。

※隣接地の市町村でも異なる場合がありますので、双方で協議してください。

※機械使用にかかる燃料は、機械持ち主とします。

※作業時間は、1日8時間労働を基準とします。

※毎年10月頃に最低賃金の改定が行われます。改定後の賃金が一般農作業賃金を超える場合は、最低賃金に抵触しないようご注意ください。(令和元年10月1日改定の熊本県最低賃金790円)